
三重県総合博物館の開館と取り組み

三重県総合博物館

藤谷 彰 ふじたに・あきら

1. はじめに

平成26年4月19日に開館した三重県総合博物館(MieMu・みえむ)は、自然系と人文系を合わせた総合博物館に、公文書館機能を一体化させた博物館である。平成20年3月の「新県立博物館基本構想」、及び同年12月の「新県立博物館基本計画」に基づいて整備が行われてきた。

三重県総合博物館は、南北に長く、多様性に富んだ自然環境や、東西文化の結節点として人やモノが交流した歴史文化がある三重の特色などをもとに、そのテーマを「三重が持つ多様性の力」とし、「協創」「連携」などをキーワードに「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念として整備を進めてきた。また、この博物館に公文書館機能を一体化させたことで、博物館機能と公文書館機能が融合し、レファレンスをはじめ、資料の活用や発信（一例として閲覧や展示）などの機能が一層高まることができると考えている。

ところで、日本の公文書館については、その形態から単独館、博物館と公文書館、図書館と公文書館が併設された公文書館、そして福岡共同公文書館に見られるように、県と県内市町村が共同している公文書館に分類される。また、機能面や来歴からは、地方公共団体等親機関から引継ぎや移管を受けた公文書を主に閲覧に供する公文書館、自治体史編さん収集資料や藩政資料など、いわゆる古文書を主に閲覧に供するところから出発した公文書館がある。近年では、平成23年に施行された公文書管理法の影響もあって、これらの公文書館や自治体の中には公文書管理条例の制定を検討、推進する傾向も見られる。

このような現状のもと、本稿では、三重県総合博物館における公文書館機能整備の経緯や現在の取組を紹介する。なお、三重県総合博物館での公文書館機能の整備については、既に第42号でも紹介しているので、経緯については極力重複を避けて叙述していきたい。

2. 開館の整備経緯

上記の構想・計画に基づいて公文書館機能の整備を進めてきたが、その整備は、期限の満了した公文書の原課からの引継ぎから公開閲覧まで一貫した流れをいかに構築していくのかという点に尽きる。そして、議論検討の結果、図（次頁）にあるように、本庁にある環境生活部文化振興課で引継ぎ・評価選別を、環境生活部の地域機関である総合博物館で整理保存・公開閲覧という体制を構築した。以下、具体的な機能整備の経緯を見ていくこととする。

2.1 引継ぎ・評価選別機能

公文書の引継ぎ、評価選別については、平成6年度以降、学事文書課や文化振興課によって期限満了公文書の5年以上（5年・10年・30年）のものについて実施されてきた。総合博物館建設を機にして引継ぎ・評価選別機能を総合博物館が担うことも議論された。しかし、総合博物館が地域機関となることで、引継ぎの面でのデメリットが大きくなることや、現在文化振興課で蓄積されているノウハウの利用を考えれば、基本的には現在の体制を維持しつつ、総合博物館がそこへ関与する形がよいとの結論となった。現在は、毎月定期的に開催される評価選別会議へ総合博物館職員が参

加し、そこで選別結果を検討し、歴史資料として重要な公文書（以下、歴史的公文書という。）を決定するというやり方となっている。

また、文化振興課県史編さん班から明治期を中心とした歴史的公文書も移管した。これは、平成22年に明治期から昭和20年代にかけての行政文書のほか、絵図や地籍図を含めて「三重県行政文書」として県指定有形文化財となったものである。さらに、情報公開課からも明治期からの行政文書や行政刊行物を移管した。

以上のように、引継ぎ・移管資料については、

- ①原課から文化振興課へ引継ぎ、評価選別した歴史的公文書、
- ②明治期を中心とした「三重県行政文書」、
- ③行政刊行物の大きく3種類のものがある。

2.2 保存・公開閲覧機能

開館にあたり平成25年度には、文化振興課から平成6年度より平成24年度までに評価選別された歴史的公文書を移管した。移管した歴史的公文書は、配架、現物確認、くん蒸をして公開閲覧に供する体制を整えた。閲覧に際しては、博物館で個人情報などの非公開情報を確認し、それ以外の法人情報等を原課で確認する体制を構築し、原課へも研修会等を通じて周知を行った。

一方、「三重県行政文書」の公開にあたっては、

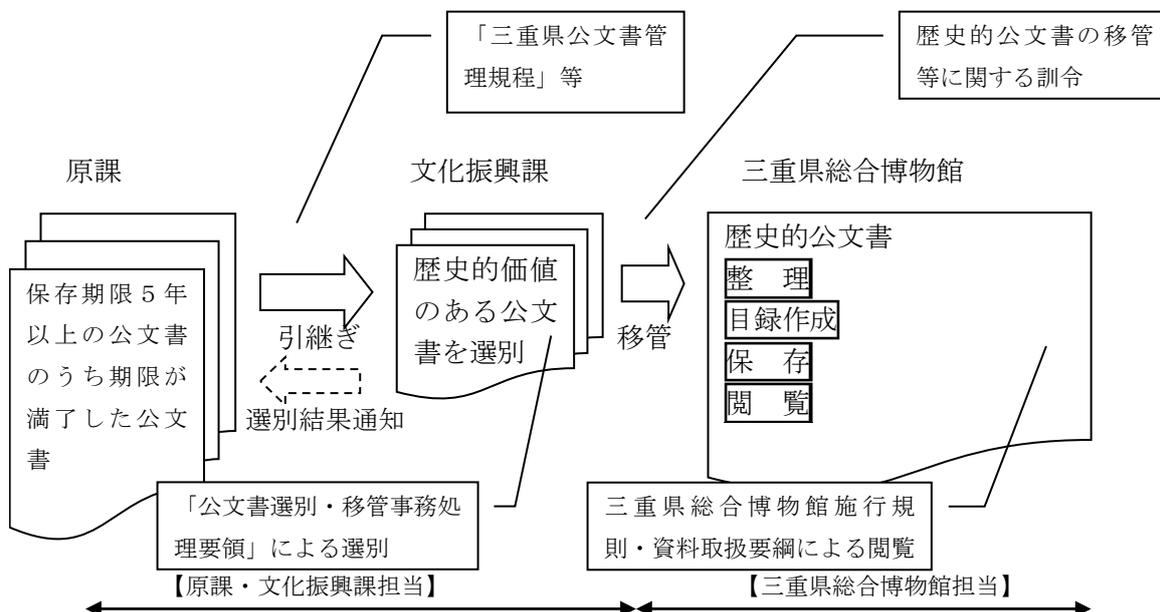
元々県史編さん班で公開していたものであったが、閲覧者は県史編さん班では編さんに携わる研究者が中心であり、博物館とは閲覧対象者が異なる（博物館では研究者を含む一般の人が対象と想定される）と考えられたため、再度、非公開情報の有無や現物資料の状態を確認して公開を行うこととした。そして、これらの一連の作業を終え、閲覧できる体制を整えた。また、この資料が県指定有形文化財ということもあり、保存の観点から冊子を中心とした一部資料の複製物を作成し、資料閲覧室に配架して閲覧に供している。

3. 開館後の取組

3.1 移管保存作業

開館後の平成26年5月に、平成25年度に文化振興課で評価選別された歴史的公文書及び情報公開課からの行政刊行物の移管作業を行った。前者は約120箱808冊、後者は20箱であった。現在のところ、まだこれらの資料の整理保存作業が始まったばかりであり、年内にはその作業を終了する予定を立てている。整理保存作業は、簿冊の埃の除去、ホッチキスやクリップ等の金具やセロハンテープ、輪ゴム外し等を行い、ラベルを添付し、目録を作成した上でくん蒸して、公文書を整理棚へ配架する予定である。

図 歴史資料として重要な公文書の引継ぎから閲覧までの流れ



3.2 既存資料の公開作業

現在、文化振興課から移管された平成24年度以前の歴史的公文書の公開は昭和期までのものである。今後は、平成元年以降の選別移管公文書のデータ公開ができるよう、データの整理や簿冊等の確認を行う予定である。合わせて、既に公開されている昭和期の歴史的公文書の内容審査等も実施する予定である。現在は、歴史的公文書の閲覧は2週間ほどの審査時間を取って、非公開情報の有無や原課への照会を行って公開する体制となっているが、それを即日閲覧に近い形で対応できるようにするためである。

また、「三重県行政文書」とは異なる明治期の行政文書を情報公開課から移管したことは述べたが、この資料についても「三重県行政文書」同様、非公開情報の有無や現物資料の状態確認作業を行うこととしている。

3.3 開館後の資料等の利用状況

博物館に所蔵されている資料の利用、閲覧状況について見てみよう。ここでは、歴史的公文書に限らず博物館資料全体の閲覧傾向を見る。

4月に開館して4か月余の資料閲覧室における資料の閲覧状況は表のとおりである（表）。

資料閲覧室へ来室される利用者は、大きく2通

りに分類でき、一方は、閲覧室で資料や実物を閲覧する人、もう一方は閲覧室の様子を見学する人である。前者については、予約閲覧や当日閲覧で資料や実物をじっくりと見る人である。人によりその目的はさまざまである。また、後者は、閲覧室がどのような目的の部屋なのか、どのような機器があり、どのような書籍が配架されているのかを見ていく人である。この状況は時間の経過とともに変化してきている。すなわち、当初は後者が多かったが、閲覧室の機能が周知されてきたためか、徐々に減少してきている。

次に閲覧資料等の内容に目を向けてみると、資料等は人文系と自然系資料、図書類に分類される。中でも人文系資料の明治期の公文書や絵図・地図を含む「三重県行政文書」の閲覧が多い。これらの閲覧理由は、先祖捜しや地域研究、自治体史の編さん、測量士など仕事での利用などである。一方、文化振興課から移管された選別公文書の閲覧は現在のところはない。また、それ以外の人文系資料は、古文書資料が中心である。古文書への興味関心、地域研究を目的とした閲覧が多い。自然系資料の閲覧は、昆虫の標本であったが、閲覧数は少ない。図書類は、自治体史・行啓関係・図鑑などの閲覧が多い。これは閲覧室に配架されている図書との関係があり、このような傾向となった

表 資料閲覧室の資料・利用者内訳

閲覧者数等	種目	資料内容	4月	5月	6月	7月	8月	合計	
1	自然系	昆虫		1				1	
2	人文系	三重県行政文書【明治期公文書】 (由緒書、町村合併、野帳、寺社取調べ、地誌関係、地租改正反対一揆など)	3	3	2	6	7	21	
3		三重県行政文書【絵図・地図】(地籍図など)	3	1	7	3	1	15	
4		三重県公報					2	2	
5		古文書・典籍(駒田家文書、神富殖産会社、日本書紀通証)	1	4			1	7	
6		図書		4	2	2	3	11	
7		注連飾り					2	2	
8		写真					1	1	
9		陶磁器		1			1	2	
10		行政刊行物	行政刊行物				1	1	
11		行政利用	県会議事筆記			2		1	3
12		1～11合計		7	14	13	19	13	66
13	資料閲覧室配架資料・図書閲覧	資料閲覧室内図書(図鑑、行啓関係、自治体史など)、明治期公文書複製物、映像、データ検索等	0	162	231	188	265	846	
14	閲覧者数	取蔵庫・書架・閲覧室書架資料・図書閲覧者合計	7	176	244	207	278	912	
15	入室者数	室内見学	627	499	261	184	204	1775	
16	閲覧・入室者合計	閲覧者数、入室者合計	634	675	505	391	482	2687	
17	博物館入館者数		30495	68725	59008	32354	47011	237593	

単位は件、1人で複数閲覧した場合それぞれカウントした。4月分は4/19から、8月分は8/31までの合計数値。

ものと思われる。このようにしてみると、現時点での資料閲覧は人文系資料や図書類の閲覧に偏っていることがわかる。

また、館内閲覧には閲覧室にある人文系資料や図書の閲覧のほか、映像端末の閲覧やデータ検索等も含めている。特にデータ検索に関しては所蔵資料の有無の確認や資料を探り当てるための検索であり、厳密に言えば、閲覧者と規定することに問題があるかもしれない。この点については検討していきたいと考えている。

合わせて、閲覧者数と博物館への入館者数との比較の問題で、入館者数に比して閲覧者数は極端に少ないところに課題がある。必ずしも、閲覧者数だけで資料閲覧室の評価が定まるものではないが、広報普及活動の必要性があると考えている。

4. おわりに

三重県総合博物館の公文書館機能は、他県の事例とは異なり、引継ぎから公開閲覧の一貫した機能のうち、整理保存・公開閲覧機能の部分を担っている。博物館機能と重複する部分があることから最終的にこのような形となったが、その中で、閲覧については明治期の歴史的公文書や図書類の一般の閲覧が多い現状である。現在のところ、文化振興課からの選別移管公文書の利用はなく、今後閲覧に供する可能性はあるが、その点では広報普及活動の必要性を認識しており、研修会での説明や企画展示を開催することで、選別移管公文書の利用につなげたいと考えている。

また、これらを閲覧してもらうための前提には、現在進行中である整理・保存作業や公開するための作業が重要である。これらの作業についても一步一步進めていきたい。

データシート

機 関 名：三重県総合博物館

所 在 地：〒514-0061 三重県津市一身田上津部田3060

電話／FAX：059-228-2283/059-229-8310

Eメール：MieMu@pref.mie.jp

ホームページ：<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/MieMu/>

交 通：公共交通機関の場合

津駅（近鉄名古屋線、JR紀勢本線、伊勢鉄道）西口下車 ※名古屋から約1時間、大阪から約1時間30分、津駅からバス約5分（総合文化センター行き「総合文化センター」下車すぐ、夢が丘団地行き「総合文化センター前」下車すぐ）、津駅から徒歩約25分

車の場合：伊勢自動車道「芸濃IC」から約15分、伊勢自動車道「津IC」から約10分

開館年月日：平成26年4月19日

設置根拠：三重県総合博物館条例

組 織：三重県環境生活部（地域機関） 館長－副館長－経営企画課、広報・利用者サービス課、展示・資料情報課

人 員：35名（館長1、副館長1、事務2、学芸員17、嘱託員・業務補助員14）

建 物：床面積11,582㎡

所蔵資料：約50万点

開 館 日：休館日を除く全日：交流創造エリア午前9時～午後7時、展示エリア（基本展示室・企画展示室）平日午前9時～午後5時、土・日午前9時～午後7時

休 館 日：毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（12/29～1/3）、その他別途定める日（特別休館日、くん蒸日など）

主 要 業 務：調査研究活動（他機関団体との共同研究、地域連携調査等）、収集保存活動（収蔵資料の保存管理、古文書調査法研修講座による地域資産の守り手育成、保全活動支援等）、活用発信活動（展示・学習交流プログラム、レファレンス、資料閲覧等）

